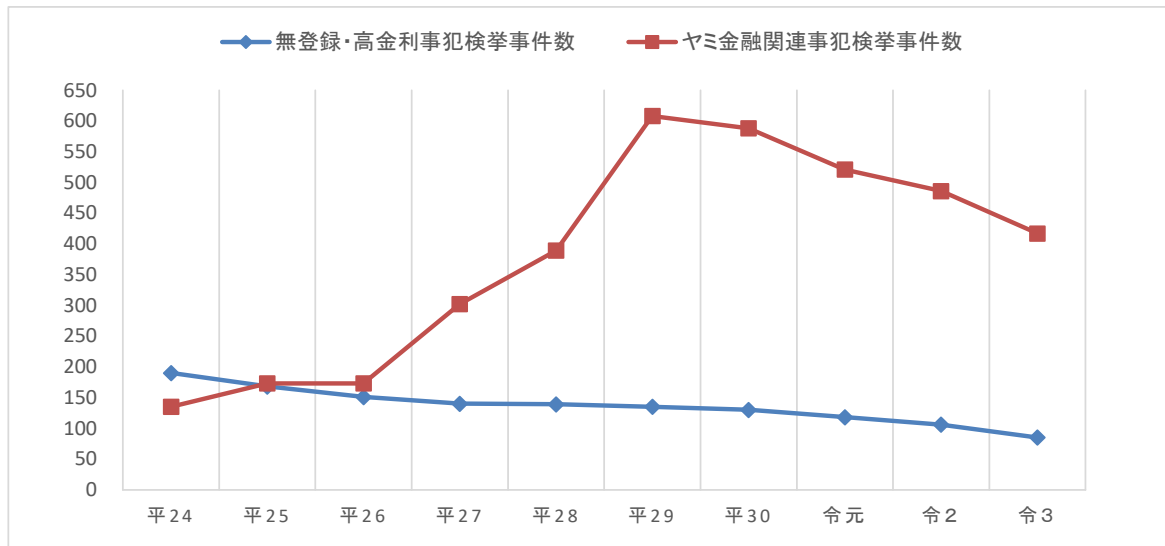


ヤミ金融事犯の検挙状況

1 検挙状況の推移



	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
検挙事件数	325	341	422	442	528	743	718	639	592	502
無登録・高金利事犯	190	168	151	140	139	135	130	118	106	85
ヤミ金融関連事犯	135	173	271	302	389	608	588	521	486	417
検挙人員	470	523	558	608	662	881	814	724	701	598
無登録・高金利事犯	315	337	258	267	257	236	207	191	197	167
ヤミ金融関連事犯	155	186	300	341	405	645	607	533	504	431
被害人員	31,528	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689
被害額	109億 9,008万円	150億 401万円	97億 7,645万円	160億 9,086万円	131億 9,526万円	91億 3,852万円	35億 9,160万円	67億 1,464万円	43億 4,327万円	94億 340万円

注1 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯をいう。

注2 「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

2 主な検挙事例

○ クレジットカード利用による商品売買を偽装した出資法違反事件 (警視庁)

会社役員らは、クレジットカード現金化サイト等を運営し、平成30年3月頃から令和3年12月頃までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約5,900人に対し、クレジットカード決済による商品の売買を偽装し、実在しない商品をクレジットカード決済させた上で、その商品の買取代金名目で顧客に実質的に金銭の貸し付けを行い、クレジットカードの決済金額と顧客に貸し付けた金額との差額約9億5,000万円を利息相当分の利益として受領した。

令和4年6月、7人を出資法違反(高金利の受領等)で検挙した。

- 給与ファクタリング・商品代金後払いを偽装した貸金業法違反等事件（埼玉）
無登録貸金業者らは、令和2年5月頃から令和3年8月頃までの間、インターネット広告を利用し、融資を申し込んできた全国の顧客約6,800人に対し、顧客の給与債権の売買契約をする給与ファクタリングと称する手法、又はインターネット上で購入代金の後払いによる商品販売を偽装して購入した商品の宣伝広告を行った報酬として金銭を貸し付ける手法により、法定利息の約57倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが稼働する事務所に現金書留で郵送させる方法により、元利金合計約2億8,000万円を受領した。

令和4年7月までに、5人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した。

- 商品代金後払いを偽装した出資法違反等事件（警視庁、広島）
飲食店経営者らは、令和2年9月頃から令和3年11月頃までの間、インターネット広告を利用し、融資を申し込んできた全国の顧客約7,400人に対し、インターネット上で購入代金の後払いによる商品販売を偽装して購入した商品の宣伝広告を行った報酬として金銭を貸し付ける手法により、法定利息の約34倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金を受け取る方法により、元利金合計約8億円を受領した。

令和4年10月までに、13人を出資法違反（高金利の受領等）等で検挙した。

3 携帯電話対策の状況

- (1) 契約者確認の求めを行った件数

	平29	平30	令元	令2	令3
契約者確認の求め	3,308	2,556	1,920	1,770	1,598

注 貸金業法違反又は出資法違反に基づくものを計上している。

- (2) ヤミ金融事犯に係るレンタル携帯電話の解約要請件数

	平29	平30	令元	令2	令3
レンタル携帯電話 解約要請	1,744	1,085	1,039	1,278	1,074

- (3) 役務提供に関する情報提供

	平29	平30	令元	令2	令3
役務提供拒否 情報提供	2,450	1,234	707	227	467

4 金融機関への情報提供の状況

ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座の金融機関への情報提供件数

	平29	平30	令元	令2	令3
口座凍結情報提供	18,979	15,289	11,390	10,203	9,066